

# 坂田社労士事務所便り

## 中年は人生の正午

中年という言葉を目にするだけで、憂鬱になる人も多いのではないのでしょうか。汚い、臭い、疲れている、夢も希望もない…。これが世間の中年に対する評価ではないのでしょうか。

心理学者のカール・ユングは、39歳が人生の変局点であり、40歳以降に真の個性化が始まると述べています。実際には、私たちの平均余命が伸びているので、45歳くらいが人生の変局点ではないのでしょうか。ユングは自身の中年論で、中年を「人生の正午」とも表現しています。

「中年」とは文字通り年齢的に人生の半ば、40代は人生の折り返し点といえます。人生が無限に思えた青年期と異なり、40代になると定年や死から逆算して生きることができるようになります。自分の能力や今までの経験から、今後の夢を漠然とではなく冷静に吟味することができるのです。

レースの中間点でタイムを確認するマラソンランナーのように、中年期においては自らの夢を現実の前で再確認することができます。青年のように若くはないが、経験はもう十分積んでいます。老人のような知恵はないが、まだ時間は十分にあります。

人間は中年期を境に、さらに成長する人とそこで止まってしまう人に二分されるそうです。心理学者のエリック・エリクソンは、「自ら生産的、創造的にふるまいつつ、若い世代に意味のあるものを残す」ことを「世代継承性」と呼んでいます。この言葉どおり、次世代のために何を生み出すかが、中年期の課題になります。

世代継承性を放棄した中年に起きやすいのが、「停滞」と「自己耽溺」です。停滞とは、「どう頑張っても、自分はこの程度で終りだな」と考えることです。自己耽溺とは、趣味や異性に逃げることです。停滞と自己耽溺のワナにはまると、後は失速するだけです。

40代の折り返し点に立って、自分は何が得意か、



何をやりたいのか、どんなことに意味を感じるのかを、今一度吟味すべきです。

ワイングラスを眺めて、「もう半分しかない」と嘆く人と、「まだ半分ある」とワクワクする人の違いは大きいものです。夢を持ち続けることで、疲れた中年ではなく、元気中年になりませんか。

## 高齢者の医療制度改革

本格的な高齢化社会を迎え、医療費の3分の1を占める高齢者医療費をどう抑えるかが最大のポイントとなっています。厚生労働省の推計によると平成16年度の約1兆5千億円から平成37年度には3兆4千億円に膨らみ、医療費総額のほぼ半分を占める見通しとなっています。

### ◆現行の高齢者医療制度

現行の老人保健制度では、72歳以上（2007年10月までに75歳以上へ引上げ）の患者は保険料の負担はなく、医療機関窓口で原則1割（高所得者は2割）の一部負担金を支払うことで医療を受けることができます。医療費は健康保険組合や国民健康保険など各医療保険制度からの拠出金が58%

## 8月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

を占め、残りを税金でまかなっています。そのため誰が医療費を負担しているのかが見えにくく、医療費の抑制が難しくなっています。

### ◆主な改革案

政府は2007年10月までに高齢者医療費の公費負担を30%から50%に引き上げる方針を決めています。しかし、公費負担を増やすことで今まで以上にコスト意識が低くなることも考えられます。そこで政府は、お年寄りにも保険料を負担してもらうことでかかるコストを意識させ、医療費を抑制しようと考えています。また、医療機関窓口での患者負担を引き上げることも検討されています。医療費を支払う側の健康保険組合連合会は、患者の負担割合を原則2割（高所得者は3割）への引き上げを求めています。また医療費の膨張によって保険料の負担が増えるのを恐れる日本経団連は、入院2割、外来3割への引上げを提案しています。

一方、患者の窓口負担が増えることによって、受診が控えられることを避けたい日本医師会は、高齢者から1割の窓口負担と1割程度の保険料を徴収し、残り8割を税金で賄うことを主張しています。

新たな高齢者医療制度の対象年齢もさまざまな思惑があり、意見が分かれています。政府は75歳以上が入る新しい保険をつくり、すべての高齢者から保険料を徴収する方針をすでに決定していますが、経団連や健保連は年金や介護保険の給付年齢に合わせるほうが合理的であると65歳以上を主張しています。現役世代の保険料の4割が高齢者のための拠出金と消えてしまうため、新保険の対象を65歳以上として税金を投入すれば、そのぶん現役世代の負担を軽くできるというのが本音のようです。

政府は来年の通常国会への法案提出を目指し、厚生労働省は年内に具体案をまとめる予定ですが、制度の運営を誰がするのか、負担をどのようにするのかなど意見の対立する問題が山積みで調整は難しいでしょう。

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

### 20日

- 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出期限 [労働基準監督署]

### 31日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

～坂田からひとこと～

梅雨が明けて、本格的な暑さになってまいりました。みなさん日ごろの熱中症対策は万全ですか？レジャーはもちろんですが、仕事でも油断してはいけません。①水分補給。②薄着で風通しのよい服装。③睡眠を十分取る。④定期的に体重チェックをし、体重の変化で失った水分やスタミナを確認し補給。

これらの対策を忘れずに、蒸し暑い日本の夏を乗り切りましょう！！